

底層溶存酸素量に係る水質環境基準の水域類型の指定（案）に対する 意見の募集について

環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、底層溶存酸素量に係る環境基準は、水生生物が生息・再生産する場の適応性による類型区分（生物1、生物2又は生物3）及びその類型区分ごとに基準値が定められており、その基準を適用するためには、個々の水域に対して類型を指定する必要があります。

愛知県では、底層溶存酸素量に係る水質環境基準について、同法第16条第2項の規定に基づき、三河湾における水域類型を指定するための検討を進めています。

この度、県民意見提出制度（パブリック・コメント制度）に基づき、底層溶存酸素量に係る水質環境基準の水域類型の指定（案）について、下記のとおり、県民の皆様からの御意見を募集します。

記

1 意見募集期間

2025年6月26日（木曜日）から2025年7月25日（金曜日）まで（必着）

2 意見の提出方法

意見提出用紙（以下3に記載のWebページからダウンロード又は閲覧場所で入手できます。）に、お住まいの市町村名、年齢、職業を御記入の上、郵便、FAX又は電子メールのいずれかの方法で、「5 提出・問合せ先」に提出してください。

なお、郵便により御提出いただく場合は封筒に、電子メールによる場合は件名に、それぞれ「底層溶存酸素量に係る水質環境基準の水域類型の指定（案）に対する意見」と明記してください。

また、電話での御意見については、対応できませんので御了承ください。

3 底層溶存酸素量に係る水質環境基準の水域類型の指定（案）の閲覧方法

県水大気環境課Webページから、底層溶存酸素量に係る水質環境基準の水域類型の指定（案）に関する資料の閲覧（ダウンロード）ができます。

○県水大気環境課Webページ

URL：<https://www.pref.aichi.jp/press-release/teisodo-ruikei.html>

また、県水大気環境課（県庁西庁舎6階）、県民相談・情報センター、各県民相談室、海部県民事務所広報コーナー、知多県民事務所広報コーナー及び新城設楽振興事務所広報コーナーにおいても閲覧できます。

4 提出いただいた御意見への対応

- （1）提出いただいた御意見は、底層溶存酸素量に係る水質環境基準の水域類型の指定を行う際の参考にさせていただきます。
- （2）御意見に対して個別には回答いたしません。いただいた御意見を取りまとめた概要等についてWebページに掲載する予定です。
- （3）提出いただいた御意見は、個人情報を除いて公開する場合があります。

5 提出・問合せ先

愛知県環境局環境政策部水大気環境課調整・計画グループ

〒460－8501（住所記入不要）

電 話 052－954－6221

F A X 052－961－4025

電子メール mizutaiki@pref.aichi.lg.jp